

平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会社名	G F A 株式会社
代表者名	代表取締役 高木 良
(コード番号:	8783)
問合せ先責任者	経営企画部 主任 飛田 津由佳
(TEL	03-6432-9140)

## 有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、当社及び当社 100%連結子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、下記のとおり G F A 株式会社第 2 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

### I スtockオプションとして本新株予約権を発行する理由

当社グループの中期的な企業価値の増大を目指すにあたり、平成 30 年 3 月期をそのスタートの時期として位置付けております。その平成 30 年 3 月期において、当社及び当社グループの取締役、監査役及び従業員のより一層意欲及び士気を向上させて全員一丸となって取り組むことにより、平成 30 年 3 月期の連結営業利益が 62 百万円を上回った場合に本新株予約権の権利行使ができるものとするという条件を盛り込むことにより、当社及び当社グループの取締役、監査役及び従業員に対して、企業価値向上による株価の上昇、及び当社グループの利益の増大の達成を目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、現在の発行済株式総数 8,430,800 株の 5.9%に相当します。一方、本新株予約権の行使の条件として、平成 29 年 11 月 6 日に開示致しました平成 30 年 3 月期の連結営業利益 52 百万円を上回る 62 百万円の達成を条件としております。過去 3 か年の当社の営業損益の平均は約▲20 百万円でありましたが、今期は当初計画を 2 度も上方修正し、連結営業利益 52 百万円としております。さらに残りの 4 か月間余りで連結営業利益 10 百万円の上積みをして連結営業利益 62 百万円とすることは、当社のこれまでの業績の歩みや残りの期間から考慮して決して容易に達成できるものではありません。しかし連結営業利益 62 百万円を達成することは、当社グループの企業価値の向上を通して株主の皆様の利益に十分に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的な範囲内であると考えております。

### II 本新株予約権の発行要領

#### 1 本新株予約権の数 5,000 個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とします。

#### 2 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、735 円とします

なお、当該金額は、第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷一丁目 17 番 1 号 代表取締役 山本 剛史）が、取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値 774 円、株価変動率 64.78%、配当利回り 0%、無リスク利率▲0.185%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 774 円、満期までの期間およそ 2 年、平成 30 年 3 月期の連結営業利益 62 百万円超過）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を換算して、算定価格と同額に決定したものです。

また本新株予約権の価値算出におきましては以下のような前提を置いております。

具体的には、業績による行使条件につきまして当社の過去 3 か年の業績推移（平成 27 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの各事業年度の営業利益）により算定される業績変動率から想定される業績指標に係る変動率を推定し、当該変動率を前提とした想定業績水準が業績による行使条件を満たす場合のみ、権利行使期間満期において権利行使がなされるものと想定しております。

なお、当社グループの平成 30 年 3 月期第 2 四半期（累計）連結営業利益は 47 百万円となり、平成 29 年 11 月 6 日付けで適時開示した匿名組合出資持分譲渡に伴い、平成 30 年 3 月期通期の連結営業利益を 52 百万円に修正しております。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本新株予約権と引換えに払い込む金銭と本新株予約権の算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものであります。

### 3 本新株予約権の内容

#### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

①本新株予約権の目的となる株式 当社普通株式 500,000 株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができるものとします。

②本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100 株とします。但し、上記「3 (1) ①本新株予約権の目的となる株式」に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

#### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(1) ②に定める本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成 29 年 11 月 9 日の東

京証券取引所における普通取引の終値（774 円）と同値である金 774 円とします。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用します。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとします。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 30 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日までとします。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とします。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 3 (4)

①記載の資本金等増加限度額から、上記 3 (4) ①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(6) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が提出した平成 30 年 3 月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において連結営業利益が 62 百万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとします。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、または当社の連結子会社の取締役、従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができます。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

4 新株予約権の割当日 平成 29 年 11 月 27 日

5 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

6 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「3 (1) ①本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「3 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に上記「6 (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「3 (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件  
上記「3 (6) 本新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- (9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件  
上記「5 本新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定します。

#### 7 本新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとします。

#### 8 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 11 月 27 日

#### 9 本新株予約権の割当を受ける者及び数

当社および当社 100%子会社の代表取締役、取締役及び従業員 合計 5,000 個  
なお、割当の人数及び内訳については、決定し次第、お知らせいたします。

以上